

The Bologna Process in EU and Changing Teacher Education Programmes in Multi-Cultural Societies(1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石井バークマン, 麻子, 湊, 七雄, 中澤, 達哉, ISHII-BARKMAN, Asako, MINATO, Shichio, NAKAZAWA, Tatsuya メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/1432

EU諸国のボローニャ・プロセスと複合文化社会における 教員養成課程改革(1)

石井バークマン麻子・湊 七雄・中澤達哉

The Bologna Process in EU and Changing Teacher Education Programmes in Multi-Cultural Societies (1)

Asako ISHII-BARKMAN, Shichio MINATO and Tatsuya NAKAZAWA

Keywords : Bologna Process, EU, Teacher Education Programmes, Multi-Cultural Societies, Globalization,
Neo-liberalism

目次

問題設定

第1章 ボローニャ・プロセスの背景

第1節 欧州統合の拡大と深化

第2節 欧州高等教育政策の歴史的展開

第3節 ソルボンヌ宣言(1998年)の「欧州高等教育圏」構想

第2章 ボローニャ・プロセスの開始

第1節 ボローニャ宣言(1999年)による高等教育制度改革の開始

第2節 改革の行程

第3章 ボローニャ・プロセスの進捗状況(～2007年ロンドン会合まで)

第1節 西欧の事例：ベルギー

第2節 北欧の事例：スウェーデン

第3節 東欧の事例：スロヴァキア

(以上、本号)

第4章 ボローニャ・プロセスの進捗状況(～2009年ベネルクス会合まで)

第5章 複合文化社会における教員養成課程改革の視点

第6章 複合文化社会における教員養成課程改革の実態

結論

キーワード：ボローニャ・プロセス、EU、教員養成課程、複合文化社会、グローバリゼーション、新自由主義

問題設定

2010年までに「欧州高等教育圏」(European Higher Education Area) の完成をめざす高等教育制度改革の動きは「ボローニャ・プロセス」(Bologna Process) と呼ばれ、1999年にイギリス・フランス・ドイツ・イタリアが署名したボローニャ宣言に起点がある。これら EU 加盟国の主導で起草された同宣言は、その後 EU 圏外の諸国家からも幅広い支持を集め、2007年 8 月現在、計46ヶ国がこれに署名し、ボローニャ・プロセスに参加している。欧州挙げての大規模プロジェクトといえるであろう。

本稿の目的は、ボローニャ・プロセスに参加する EU 諸国の中から、歴史的状況や政治・経済・教育制度の異なるベルギー (西欧)、スウェーデン (北欧)、スロヴァキア (東欧) の3ヶ国に焦点を当て、ボローニャ・プロセスの高等教育制度改革を検証することにある。その際留意せねばならないのは、ボローニャ・プロセスが包括する高等教育制度改革は広範囲に渡るということである。そこで本稿は、教員養成課程改革を主たる考察の対象とする。なぜなら、世界的に進行するグローバル化の影響を受けて、近い将来日本でも複合文化社会に十分に対応しうる教師の養成が急務になると予想されるからである。少子高齢化がもたらす不可避的な近未来像として、日本でも移民に代表されるような異なる文化的社会的背景をもつ児童生徒が学校教育の場において増加することが予測され¹、教育を担う教師たちには、そのような児童生徒たちにも適切に対応できるような新たな資質が求められることになるであろう。その意味で、すでに複合文化社会となっている上記3国のボローニャ・プロセスにおいて、教員養成課程改革がいかに行われているかを典型的に把握することはきわめて重要となる。

新自由主義に基づくグローバル化が進行した結果、ヒト・モノ・カネの流通は加速化し、分野によっては調和ある均一化が進行したと判断される材料もある。しかし、教育の分野においては、異なる文化的社会的背景をもつ児童生徒やその家族に対する教師や教育関係者の対応能力は一朝一夕に獲得できるものではない。また、複合文化社会の中では、日本で生まれ日本で生活してきた児童生徒たちにとっても、髪の色や皮膚の色や話す言葉が異なるクラスメートとの接触は避けて通れなくなるはずであり、教育課程の内容や教師の対応が生徒のその後の成長や世界観の形成に大きな影響を与えることが予想される。それほど、グローバル化時代の教員養成は重大なる責務をもつのである。

来たる複合文化社会で公教育を担う教師に求められる資質とは、どのようなものであろうか。そしてそれを培うには、どのようなプログラムが教員養成課程に必要であろうか。以上の観点に

¹ <http://www.un.org/esa/population/publications/ReplMigED/Japan.pdf> [Replacement Migration: Is It a Solution to Decline and Ageing Population?, pp. 53-58.] 国連の「補充移民」レポートに基づけば、日本のピーク時の総人口を維持するために必要な移民は、2000年から2050年の50年間で年平均約34.2万人、生産年齢人口の維持のためには年平均約64.6万人の移民が必要であるとされる。

立ったとき、歴史的状況や政治・経済・教育制度の異なる西欧・北欧・東欧を事例に、ボローニャ・プロセスにおける教員養成課程改革の様々な類型を前もって検証しておくことは、将来、複合文化社会となる日本がいかに教員養成課程改革を行うべきか、その方向性を見出すための礎になるものと思われる。

このような問題意識に基づくがゆえに、本稿は以下のような構成をとる。まず第1章では、欧州統合の進展およびグローバル化の進行と軌を一にして現れたボローニャ・プロセスの新自由主義的な背景を明らかにする。第2章においてボローニャ・プロセスの基本コンセプトを踏まえた上で、第3章では2007年のロンドン会合までの時期のベルギー、スウェーデン、スロヴァキアにおけるボローニャ・プロセスの進捗状況を、各国政府の高等教育制度改革を中心に把握する（以上、本号）。第4章では、2009年のベネクス会合までの上記3国におけるボローニャ・プロセスの進捗状況を、同じく各国の高等教育制度改革を中心に検証する。第5章では、これら3国を事例に複合文化社会における教員養成課程改革の視点を、法制度改革や具体的なカリキュラムを含めて綿密に検証する。第6章では、現場の教員や学生に対するインタビュー調査の結果をもとに、複合文化社会における教員養成課程改革の実態を把握したい。以上の検証によって、最終章では複合文化社会の到来を前提とした日本における教員養成課程改革の具体的なあり方について提言したい。

なお、今号の分担は以下の通りである。問題設定は石井パークマン麻子、湊七雄、中澤達哉、第1章および第2章は中澤、第3章第1節は湊、同章第2節は石井、同章第3節は中澤である。

第1章 ボローニャ・プロセスの背景

第1節 欧州統合の拡大と深化

1951年4月の欧州石炭鉄鋼共同体の設立（パリ条約）、1957年3月の欧州経済共同体および欧州原子力共同体の成立（ローマ条約）、そして、以上の諸機関の統合による、1967年4月の欧州共同体（EC、以下EC）の発足（機関合併条約）を通じて、戦後の欧州は国家主権の共同管理体制を構築してきた。やがてこの動きは、原加盟国のフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6ヶ国にとどまるものではなくなった。1973年1月のイギリス、デンマーク、アイルランドのEC加盟（第一次拡大）、1981年1月のギリシャ加盟（第二次拡大）、1986年1月のスペイン、ポルトガルの加盟（第三次拡大）を機に西欧全域に広がったのである。さらに翌年7月に単一欧州議定書が調印され、ついに1993年11月には欧州連合条約、いわゆるマーストリヒト条約が発効され、現在の欧州連合（EU、以下EU）が誕生した²。その後も1995年1月にはオーストリア、スウェーデン、フィンランドが加盟し、2004年5月には旧社会主義陣営のハンガリー、ポーランド、チェコ、エストニア、スロヴェニア、ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキアのほか、マルタ、キプロスも加わり、名実ともに東欧を含む全欧州へと拡大した。さらに今年2007年1月には残りの東欧諸国にあたるルーマニア、ブルガリアが加盟を果たした。こ

れによって、EUは現在、合計27カ国、総人口約4億9,285万人を擁する巨大な国家連合体となるに至った³。

1957年のローマ条約以降、この共同体の目的は「欧州単一市場の形成」であった。実際にECは、①加盟国相互間の関税・輸出入規制の撤廃（規制緩和）、②国家の関税権のブリュッセルへの移譲（経済主権の移譲）、③国家の農業政策の「共通農業政策」(CAP)への移譲、④ヒト、モノ、カネの自由移動（労働市場のボーダレス化）、⑤国境を越えた経済協力・開発協力、などを積極的に行ってきた。これらは、1960年代からのグローバル化にいち早く対応した、超国家的な市場統合に向けた動きであった。実際に60年代以降、欧州の生産者・労働者・消費者は移動を重ね、徐々に特定の国民であることの制約を離れはじめた。国家主権を超える人権規範、市民権、マイノリティの保護などがEUでかねてより真剣に議論されているのは、既存の国民社会の枠組みが崩壊し、超国家的な社会空間が出現したことを受けての、いわば自然の成り行きであったといえる⁴。

しかし、上述の1993年のマーストリヒト条約を機にEUは、以前よりも統合をはるかに深化させはじめた。つまり、ユーロを採択した加盟国に対する通貨・通商政策によって欧州を経済的に統合するだけでなく、共通外交・安全保障・警察・司法分野などでも政府間で協力していくことを検討しはじめたのである。EUからみれば、こうした新たな分野における協働は、すでに進行して久しい経済的流動化、すなわち、ヒト・モノ・カネの脱領域化を保護・発展させるためにどうしても欠かせなかったのである。そうしたEUの新たな行動のなかで著者たちがもっとも注目しているのは、これまでグローバル化になじまないとされてきた「教育」分野のグローバル化にも、近年EUが熱心に取り組みをはじめたということである。EU域内の市場統合が進むにつれ、その共通市場に人材を送り出す側の各国家に、欧州共通の高等教育制度が樹立されて然るべきで

² EUはそのもとに立法・司法・行政機構を有している。立法機関にあたる欧州議会は、直接選挙によって選ばれた785名の議員で構成され、欧州市民を代表して欧州理事会とともに立法を行い、EU域内の諸活動を管理する。欧州司法裁判所は、EUの基本条約が正しく運用されているかを監視する役割を果たす。欧州委員会は、EUの行政執行機関としてEU政策を実施し、法案提出権を持つ機関として立法に関わる。さらに、加盟国代表により構成される、EUの最高政治機関たる欧州理事会（EU首脳会議）が政策の方向性を決め、欧州議会と協働して立法を行う。なかでも、共通外交・安全保障政策・警察および司法協力においては、EUの最高意思決定機関としての役割を果たしている。

³ 2007年8月現在の加盟交渉国はクロアチア、加盟交渉中断国はトルコ、加盟交渉承認国はマケドニアである。旧ユーゴスラヴィア構成国であったクロアチアは、2010年の加盟を目標に現在交渉を行っている。また、加盟交渉希望国にはウクライナなどの旧ソ連諸国も名乗りをあげており、EUの東方拡大は今後も継続することが予想される。

⁴ その例として、欧州議会の「地域言語・文化とエスニックマイノリティの権利憲章」(1981年)、「ECの地域的・エスニックマイノリティの言語・文化に関する決議」(1987年)、マーストリヒト条約198条A/B/C条項規定の「地域委員会」(189名の地域・地方公共団体の代表から構成される諮問的性格の地域利害調整機関)(1992年)の設置などが挙げられる。

はないか、という議論が盛んになってきたのである。

第2節 欧州高等教育政策の歴史的展開

EC/EUが高等教育政策の執行権限をもつようになるのは、マーストリヒト条約以降である。それまでにECには共通経済政策に関する権限は付与されていたが、1957年のローマ条約では教育政策の執行権限についてはほとんど考慮されていなかった。つまり、当時は、共通の教育政策が将来の欧州共同体の形成に果たす積極的な役割は想定されていなかったのである⁵。近代国民国家体制の成立以来、教育は国家の専権事項であり、超国家機関による高等教育政策の執行は歴史的に欧州にはなじまないものであったという史実にも留意せねばならない。

とはいえ、ECが高等教育政策にまったく消極的であったかというところではない。ローマ条約57条および128条では、それぞれ高等教育の卒業証書、修了証明書、公的資格の相互認定と、共通の職業訓練の実施とが定められていた⁶。ECは1970年代からようやく高等教育領域に積極的に関与しはじめ、73年には欧州委員会に「学術・教育担当委員」が配置され、そのもとに「教育・研究・学術総局」が設置された。そのイニシアティブのもと、学生や教員の交流を促進する国境を越えた高等教育協力計画「ジョイント・スタディー・プログラム」が76年から実施された。これは1987年になると、いわゆる「エラスムス・プログラム」へと発展することになる。

「エラスムス・プログラム」(Erasmus Programme) こと「大学生の流動化のための欧州共同体活動計画」(European Community Action Scheme for the Mobility of University Students) とは、前年の単一欧州議定書の議決を受けて実現された、学生・教職員の交流やカリキュラムの共同開発を目標とする多国大学学部間の短期留学支援プログラムであり、大学間協定を前提に国境を越えた学習活動に対して財政的・行政的な支援を行っている。これと並行して欧州委員会は、「コメット・プログラム」(Comett Programme) といわれる「高等教育機関と産業界の協力」や、「リングア・プログラム」(Lingua Programme) とよばれる「欧州言語の学習と教育」などを矢継ぎ早に打ち出した。

以上のようなECにおける高等教育政策の芽生えは、マーストリヒト条約批准以後のEUを通じて、「ソクラテス/エラスムス・プログラム」(Socrates/Erasmus Programme) として結実する。マーストリヒト条約は明確に世界的なグローバル化を意識しており、欧州がこのグローバル時代の国際競争に生き残るために、高等教育における欧州共通制度の導入とそれによる欧州市民意識の涵養をも展望している。コメット・プログラムにも表れているが、グローバル化に対応したEUの一連の取り組みは、その「新自由主義」的傾向を顕著に示しているであろう⁷。それゆえに本

⁵ 吉川裕美子「ヨーロッパ統合と高等教育政策—エラスムス・プログラムからボローニャ・プロセスへ」『学位研究』[大学評価・学位授与機構 研究紀要] 第17号、2003年、73頁。

⁶ 吉川前掲論文、73—74頁。

条約は、第126条および127条において普通教育と職業訓練に関する教育政策の権限を EU に与え、これにより産学の連携を促し国際競争力を向上させ、欧州諸国の教育の質を全体として高めることをめざしている。また、このような文脈から、EU は1995年に従来の教育政策を整理し、普通教育と高等教育にかかわる Socrates と職業訓練に關する Leonard da Vinci とに統合・分類した。前者には、Erasmus と Lingua、そして学校教育にかかわる Comenius、生涯学習の Grundtvig、情報通信技術の Minerva などが含まれた。こうして、かつての「エラスムス・プログラム」は「ソクラテス／エラスムス・プログラム」として再出発することになった。また1999年には、より効率的に高等教育政策を執行することを念頭に改組が行われ、「教育・文化総局」が欧州委員会下に設置された。

「ソクラテス／エラスムス・プログラム」の特徴は、さきのエラスムス・プログラムが多国間の学部間交流であったのに対して、大学などの高等教育機関間の交流へと規模を拡大したということである。ヒトの移動を促進させつつも、交流や協力によって、EU というより広い枠組みのなかでそれを管理しようとする意図が窺える。プログラム参加者は毎年確実に増加し、エラスムス・プログラム以来すでに合計100万人を超える学生が欧州内で短期留学を果たした⁸。

第3節 ソルボンヌ宣言(1998年)の「欧州高等教育圏」構想

以上の EU 主導の教育政策に対して、1998年5月25日、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアの教育担当大臣がソルボンヌ大学創立800年式典のため一堂に会し、そこで共同の署名をもって、「欧州高等教育制度の構造の調和に関する共同宣言」、いわゆる「ソルボンヌ宣言」を内外に向けて発した。欧州でも最古の大学の伝統をもつこれらの国民国家が、超国家機関たる EU とは別に、各国の高等教育制度の調和化に言及したのは多分に国内の政治状況や権力関係を反映していた⁹が、他国と共通する高等教育制度を構築しようとする点では EU と方向性を共有してい

⁷ G. Buster, "Das neoliberale EU-Projekt in der Krise", in A.Klein und P.B.Kleoser (Hrsg.), *Die EU in neoliberaler Verfassung*, Köln, 2006, ss. 15-26. 「新自由主義」とは新古典派経済学の政治的表現である。最低賃金の社会保障や社会福祉、年金や失業保険の充実、大規模公共事業の推進などといった、1970年代までのケインズ主義に基づく福祉国家論、いわゆる「大きな政府」論は、1970年代の為替自由化やオイルショックを経て批判に晒されることになる。国営・公営企業の民営化や貿易・金融市場の規制緩和などの構造改革を主張する、国家介入を縮小した「小さな政府」論が威力をもつことになったからである。その初期の政治的実践は、1973年のチリ・クーデターによるピノチェト政権、1979年のイギリスのサッチャー政権、1981年のアメリカのレーガン政権である。この新自由主義の世界的拡大版(国境を越えた資本移動の自由化)を一般に「グローバル資本主義」ともいうが、現在はそうした市場化やグローバル化になじまないとされてきた教育・医療・福祉分野におけるグローバル化も著しい。高等教育分野の市場化とグローバル化に向けたその最初の例は、1980年のアメリカのバイドール法(産官学の「3重らせん」のモデル化)である。

⁸ 吉川上掲論文、78-79頁。

⁹ 吉川前掲論文、83頁。H. De Wit, *Internationalization of Higher Education in the United States of America and Europe: A Historical, Comparative, and Conceptual Analysis*, Westport, Connecticut, 2002, pp. 63-64.

た。

概してソルボンヌ宣言は以下の諸点を骨子とする。①開かれた欧州高等教育圏の創設とそこにおける学位および学修課程の漸進的調和、②IIサイクル制（学士課程と大学院課程）の導入と共通学位制度の設立、③学生・教職員のさらなる流動性の促進と学位および学術資格の承認方法の改善、である¹⁰。

まずこの宣言の下地には、アメリカに比べて欧州には多数の学術的国境が存在することから留学生数が非常に乏しく、また教育そのものも著しく立ち遅れているという深刻な現状認識がある。これを強く自覚したうえで、大学誕生の地である欧州が高等教育の統合を率先することによって、ふたたび「知の欧州」を復活させようとする意志を鮮明にしている。それゆえに、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアは、それ以外のEU加盟国、さらにはEU非加盟の他の欧州諸国にもソルボンヌ宣言に同意するよう呼びかけた。EU主導の高等教育政策はEU加盟国にのみ影響力をもつが、ソルボンヌ宣言はEUに限らず、その理念に共鳴する欧州全体に向けて発信されたものであった。この段階では、EUの高等教育政策を司る欧州委員会とソルボンヌ宣言署名国との関係はきわめて不鮮明なものであったが、このような状態のまま、翌年事態は加速度的に進行していくことになる。

第2章 ボローニャ・プロセスの開始

第1節 ボローニャ宣言（1999年）による高等教育制度改革の開始

1999年6月25日、ソルボンヌ宣言に同意した欧州29ヶ国の教育担当大臣は、イタリアのボローニャで会合をもち、2010年までに欧州共通の高等教育圏を構築することに基本合意した。このボローニャ宣言の骨子は以下の6点である¹¹。

①欧州高等教育の国際競争力向上を目指し、学位および教育の質の保証を含む学位補遺(Diploma Supplement)の授与を実施する。学位補遺において、履修内容、既得知識、学習時間などを明記することによって、教育の質を保証し、評価を他国の学生とも比較可能なものとする。こうして他国でも通用する学位とし、これをもって他国での就職も可能とする。

②学部・大学院にIIサイクル制度を導入する。第Iサイクル（最低3年間の学部）で取得する学士号は欧州で就職するために有効な資格とする。第IIサイクル（大学院）で修士・博士号を取得する。他国でも通用する学位とする。

③欧州単位互換制度(European Credit Transfer System)の構築により、学生の自由な大学間移動を促進する。

④教員・学生の自由環境を設定する。たとえば、学生に他国での修学・職業訓練の機会を提供

¹⁰ http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Sorbonne_declaration.pdf

¹¹ http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/bologna_declaration.pdf

し、教職員には欧州の他国で行った研究・教育・研修等を国内と同等に承認し、評価する。

⑤欧州全体で比較可能な評価基準と評価法を開発する。

⑥カリキュラムの共同開発、機関間の相互協力、教員・学生の移動の促進など、欧州的次元で高等教育を推進する。

以上の各項目のうち、改革の目玉とされたのが、①の学位補遺の授与と③の単位互換制度の導入である。後述するように、①は署名国間で2005年初めまでにほぼ達成されたが、③については2007年現在、署名国間の共通制度とはなっていない。概してボローニャ宣言は、域内労働市場の統合に反応するかたちで、高等教育制度の収斂をめざし、各国政府および高等教育機関がその実現に向けて努力するという意思表示であった。これは、世界中で進行するグローバル化のなかで学生や資金をめぐる大学間競争が熾烈になり、大学誕生地の欧州ももはや胡坐をかいてはられないという危機感と、高等教育機関に産学連携のネットワークを構築し、大学と地域のイノベーション・システムをつくりあげねばならないという切迫感が、各国で共有されたことを表している¹²。「欧州高等教育圏」構想は以上のような新自由主義を基調として実現されていくことになった。このボローニャ宣言に基づく各国の改革の動きを「ボローニャ・プロセス」というが、次節でみるように、これはこの数年間で数々の改革を遂行してきた¹³。

第2節 改革の行程

1999年以来、2年に1度、ボローニャ宣言署名国による会合が開かれ、各国におけるボローニャ・プロセスの進捗状況が確認され、次の2年の目標が設定されている。

ボローニャ宣言後の第1回目の会合は2001年にチェコのプラハで行われた（プラハ会合）。そこでは、欧州単位互換制度を大学教育以外の高等教育機関にも適用することが考慮され、また、生涯学習の重要性も確認されることで、欧州圏の拡大促進に具体的な道筋がつけられた¹⁴。なによりも重要なのは、プラハ会合を機に、従来ボローニャ宣言署名国が各国で進めてきたボローニャ・プロセスに、EUの欧州委員会が協働することになり、当委員会が各国の高等教育制度改革に積極的に関わっていく可能性が生まれたということである。いうまでもなくEUの権限は、マーストリヒト条約規定の「補完性原則」(principles of subsidiarity)によってあらゆる分野において制限されている。しかしこれは、加盟国さえ望めば、EUが加盟国の改革を補足し支援し積極的に意見することができるということをも意味する。第3章以降で確認するように、加盟国により、ボローニャ・プロセスに対する欧州委員会の関わり方やプロセスそのものの進捗状況が異なるの

¹² 北川文美「大学と地域イノベーション・システム—ヨーロッパにおける産学連携・高等教育機関のネットワークと資源形成」『RIHE 高等教育研究』(広島大学高等教育研究開発センター)、2003年、19-24頁。

¹³ ボローニャ・プロセスは政府間条約ではないため法的拘束力はない。参加国の自発的な取り組みが重要となる。そのため、改革の進捗には地域的な偏差がある。

¹⁴ http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Prague_communicuTheta.pdf

は、加盟各国の国家主権や国家意思を重んじる補完性原則が働いているためである。

第2回目の会合は2003年にドイツのベルリンで行われた（ベルリン会合）。教育の質の保証、博士課程を第IIサイクルから切り離すことによる「第IIIサイクル」としての位置づけ、学位補遺の達成、高等教育圏における教育の質の枠組みづくり、教育と研究のリンクの促進、などが目標として設定された¹⁵。ボローニャ宣言の柱とされた学位補遺は、ベルリン会合から2年後の2005年に概ね達成された。

第3回目の会合は2005年にノルウェーのベルゲンで開催された（ベルゲン会合）。教育の質の保証のための基準と指針づくり、高等教育資格の国家レベルでの枠組みづくり、共通修了書の授与と承認、高等教育における流動性を前提とする学習の確立、改革がもつ社会的側面の強化、などが次期の目標とされた¹⁶。

第4回目の会合は今年2007年5月にイギリスのロンドンで開催された（ロンドン会合）。この会合が以前の会合と性質を異にするということは、会合に先立って欧州委員会のヤーン・フィゲル教育・訓練・文化・多言語主義担当委員（スロヴァキア出身）が述べた言葉によく表れている。「ボローニャ改革は重要であるが、欧州はこれらの改革を越える必要がある。つまり大学は教育課程の内容をより現代的にしたり、ヴァーチャルキャンパスを立ち上げたり、ガバナンスのあり方を改善しなくてはならない。また、経営の専門化を図り、資金調達方法を多様化させ、欧州その他の地域で、新しい学習者や企業、社会一般にも門戸を開く必要がある。各国は高等教育制度の一貫性と柔軟性および社会の要請に応える力を高めるために、教育・研究・イノベーションの全活動分野を近代化しなければならない」¹⁷。このようにして、欧州高等教育圏と欧州研究圏（European Research Area）¹⁸の相互発展が展望され、企業との連携による競争力の向上および民間からの資金調達手段の確保が目下の課題とされるに至った。実際、「欧州高等教育圏に向けて：グローバル世界の挑戦に応答する」と題するロンドン・コミュニケでは、欧州委員会・ボローニ

¹⁵ <http://www.bologna-berlin2003.de/pdf/Communique1.pdf>

¹⁶ http://www.bologna-bergen2005.no/Docs/00-Main_doc/050520_Bergen_Communique.pdf

¹⁷ http://jpn.cec.eu.int/home/news_jp_newsobj2226.php [EU News 64/2007, 2007/05/10.]

¹⁸ 「欧州研究圏」構想は、「欧州高等教育圏」構想に刺激された欧州委員会研究総局が中心となって進めている。その目標は、「2010年までに欧州を知識を基盤とした経済体として、世界で最も競争に強い、ダイナミックな存在にする」（北川上掲論文、32頁）ことである。具体的には、a. 研究投資額を現行のGDP比1.9パーセントから3.0パーセントに増額すること、b. 研究者と研究関係者との数を50万人増やし120万人にすること、c. 科学・技術専攻の学生数を増やし在学者全体の6割にすることなどが、2000年3月のリスボン会合で合意された。科学技術政策と高等教育政策とイノベーション政策の収斂が具体的な数値目標で表明されたのである（北川上掲論文、23頁）。競争原理の導入で高等研究を活性化させ、そこから最大限の経済的効果をあげる。産官は不可避免的に高等教育および高等研究機関としての大学の役割に期待を抱く。知識資本主義に基づく新自由主義時代の大学（ないし高等研究機関）の典型例といえることができる。小沢弘明「知識資本主義と新自由主義大学」『科学』77-5、2007年、468-471頁。D.Bok, *Universities in the Marketplace: The Commercialization of Higher Education*, Princeton, New Jersey, 2003, pp. 139-156.

ャ・プロセス参加国・国内高等教育機関の連携のもとで、成長と雇用のためのリスボン承認協定を遵守することが声明されたほか、「欧州高等教育質保証機関登録簿」(Register of European Higher Education Quality Assurance Agencies) の設立や「生涯学習に関する欧州資格枠組み」(European Qualifications Framework for Lifelong Learning) の実施など、数々のグローバル戦略が設定されている¹⁹。ボローニャ・プロセスがグローバル化を念頭においたその新自由主義的傾向を明確にしたのが、このロンドン会合といえよう。

「欧州高等教育圏」の完成を1年後に控えた最終第5回会合は、2009年4月28-29日にベネルクス諸国主催のもと、ベルギーのルーヴァンで行われる予定である。

2007年8月現在、ボローニャ宣言に署名し、ボローニャ・プロセスを履行している国は以下の46ヶ国である。アルバニア、アルメニア、アンドラ、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、グルジア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ローマ法王庁、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モンテネグロ、モルドヴァ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルコ、ウクライナ、イギリスである。なお、会合には、欧州理事会、欧州高等教育機関協会、欧州学生連合組織、欧州大学協会、ユネスコ欧州高等教育センターが諮問参加している。

次章では、ボローニャ・プロセスの高等教育制度改革の国内政策レベルでの進捗状況を、西欧・北欧・東欧の国家を事例に検証する。西欧の事例として取り上げるのはEC時代からの原加盟国であるベルギー、北欧の事例としては独自の社会福祉制度や教育制度を充実させるも、1995年にEUに加盟したスウェーデン、東欧の事例としては1989年に社会主義体制を脱し市場経済化と分離独立およびEU加盟交渉を同時に進め、2004年にEU加盟を果たしたばかりのスロヴァキアである。歴史的背景や政治・経済・教育制度の異なるこれら3ヶ国において、ボローニャ・プロセスの進捗状況にいかなる相違や共通性があるのか、また、このプロセスがめざす「欧州高等教育圏」への動きがこれら3ヶ国にどのような作用を及ぼし、反作用を生じさせているのかを把握する。これによって、新自由主義的要素をもつ超国家的な教育政策と国民国家の教育政策との共振と軋轢を浮き彫りとしたい。

¹⁹ <http://www.dfes.gov.uk/londonbologna/uploads/documents/LondonCommuniquefinalwithLondonlogo.pdf>. 2005年にスロヴァキアのコメニウス大学でフィゲルが行った講演「高等教育圏としての欧州とスロヴァキア」も同様の趣旨であった。http://ec.europa.eu/commission_barroso/figel/speeches/docs/05_05_05_%20U_Komenskeho_prejav_sk.pdf [Európa ako priestor vyššieho vzdelávania a Slovensko, s.1-11.]

第3章 ボローニャ・プロセスの高等教育制度改革の進捗状況（～2007年ロンドン会合まで）

本章では、第1節で西欧（ベルギー）、第2節で北欧（スウェーデン）、第3節で東欧（スロヴァキア）の事例を中心に順次検討していく²⁰。

第1節 西欧の事例：ベルギー

本節は西欧の事例としてベルギー王国の事例を取り上げる。ベルギーはフランス、オランダ、ドイツ、ルクセンブルグ、さらに北海を隔てイギリスに囲まれた小国である。西欧の中央に位置するこの国の領土は、1830年にオランダからの独立を果たすまで、歴史上多くの侵略を受け、国の領有権が変わるたびに公用語が変化してきた。こうした経験は、地域性を重んじるベルギー人気質の形成に大きな影響を与えており、文化・教育においても、それぞれの教育機関の独自性を重視する傾向が顕著に現れている。

またECの原加盟国であることに象徴されるとおり、小国であるが故にベルギーは超国家的協力にはもともと好意的であり、外交基本方針として一貫して欧州統合推進を前面に打ち出している。首都ブリュッセルはEU本部の所在地でもある。教育分野においても欧州高等教育の連携拡大には積極的な姿勢をしめしてきた。第1章でも確認したように、従来、教育は各国の専権事項と認識されてきたので、当該分野に関する活動は現職の再教育や専門家の養成等というように極めて限られたものであった。しかし、1971年にベルギーの主導によって初めて欧州各国の教育大臣会合が開催され、ここで教育が欧州統合の推進に貢献し得ることが確認されるとともに、当該分野での協力を継続的に進めていくべきことが基本合意された²¹。

立憲君主制国家で連邦制を採るこの国は、連邦政府、地方行政政府、言語共同体という、同等の

²⁰ 各国の進捗状況を知るためには、欧州委員会教育・文化総局編の欧州教育情報ネットワーク（Eurydice）報告書『欧州高等教育の構造（2006-2007年）：ボローニャ・プロセスの国別動向』（Focus on the Structure of Higher Education in Europe 2006/2007. National Trends in the Bologna Process）がある。全参加国の進捗状況が簡潔にまとめられている（http://www.eurydice.org/ressources/eurydice/pdf/0_integral/086EN.pdf）。これには2004・2005年の同報告書も存在する（http://www.bologna-bergen2005.no/Docs/02Eurydice/0504_Eurydice_National_trends.pdf）。しかし本章は、各国の進捗状況を示す正確な史料として、2005年のベルゲン会合後から2007年のロンドン会合期までに各国のワーキンググループがまとめ、ロンドン会合・ボローニャ事務局に提出したナショナルレポート〔National Reports 2005-2007〕を使用する。前者に比べ後者は教育立法や教育行政についてより詳細な記述があり、質量ともにきわめて充実しているからである。本章で検討する3ヶ国を含む全参加国のナショナルレポートがロンドン会合ボローニャ事務局のウェブサイトに掲載されている（<http://www.dfes.gov.uk/londonbologna/>）。なお、2003年のベルリン会合からベルゲン会合期までのナショナルレポートについては、ベルゲン会合・ボローニャ事務局のウェブサイト（<http://www.bologna-bergen2005.no/>）に、2001年プラハ会合からベルリン会合までのナショナルレポートについては、ベルリン会合・ボローニャ事務局のウェブサイト（<http://www.bologna-berlin2003.de/>）に掲載されている。必要な場合、各節で適宜利用する。

²¹ 大場淳「欧州高等教育圏創設とフランスの対応」『広島大学高等教育研究開発センター大学論集』第35号（2004年度）、2005年3月、173頁。

三つの政治単位から成り立っており、それぞれが立法および執行機関をもつ。言語事情は非常に複雑で、現在ではフランス語、フラマン語²²およびドイツ語が公用語として認められている。建国当初の公用語はフランス語のみであったが、1930年に初のフラマン語の高等教育機関としてゲント大学が設置され、その2年後にようやくフラマン語も公用語として認められるに至った。教育制度は、各言語共同体（フラマン語共同体²³、フランス語共同体、ドイツ語共同体）が教育に関する権限を有している。本節は、この三つの言語共同体の中で最大規模を誇るベルギー北部フランドル²⁴地方のフラマン語共同体を考察の対象とする。

1999年にフランドル文部省の高等教育担当大臣がボローニャ宣言に署名し、2003年4月4日にフランドル連邦は高等教育法を可決した。その後ただちに、高等教育機関が所在する言語共同体単位で、「ボローニャ・フォローアップ・グループ」(Bologna Follow-up Group)が組織され、2004年9月から新システムによる学士(Bachelor)課程を実施した。

なお、近年の動向としては、高等教育に進学する生徒が増え、普通高校ではほぼ100%の生徒が進学している。また、2003年「国際教育達成度 OECD PISA IEA」評価学会の国際学力調査では、ベルギー・フラマン語共同体は全ての科目で上位5位に入っており、特に数学では世界第1位を占めている。

①ベルギー・フラマン語共同体の高等教育制度

フランドル地方における高等教育の全責任は、1989年以降、連邦政府に代わりフラマン語共同体が担っている。フラマン語共同体には、6校の総合大学(Universiteit)と、1校の多国籍総合大学(オランダとの共同運営)、専門的な実務教育を中心とする22校の単科大学連合(Hogescholen)および2校の大学院大学、合計31校の公立高等教育機関がある。わずかに存在する私立高等教育機関の存在は重要視されていない。

②制度改革

2003年4月に制定された高等教育条例による改革は、2004-2005年学期より実施されている。それにともない年々、新システムに更新されており、2007-2008年学期中に学士課程および修士課程の第1学年から新カリキュラムで学ぶことになっている。そして、2008-2009年学期中に今回の改革プロセスはひとまず完了する。かくしてフラマン語共同体の管轄下にある高等教育機関に在籍する全学生は、新システムに学び、旧システムは完全にその姿を消すこととなる。

²² ベルギー北部フランドル地方の言語でオランダ語の一方言。

²³ 一般に「オランダ語共同体」という表記で用いられることもあるが、ベルギーのフランドル地方に焦点を当てていることを明示するため、本稿では「フラマン語共同体」と表記する。

²⁴ フランドルは仏語による地域の呼称。蘭語ではフラームス、英語ではフランダーズ。

③高等教育の質保証

フラマン語共同体では、自己評価制度の他に第三者大学評価制度を採用している。2003年9月にオランダ政府とフランドル政府の共同出資により設立されたオランダ・フランドル大学認証評価機関 NVAO²⁵ (Nederlands- Vlaams Accreditatie Orgaan) は、各高等教育機関と共同作成した基準に基づいて認証評価を遂行している。

NVAO は主につぎの4つの任務を行っている。

- ・ 現行の学士修士プログラムの評価
- ・ 新プログラム評価
- ・ 教育機関の要請に応じて行う特定事項の質評価
- ・ 欧州レベル、国際レベルでの認証評価基準開発

また、学生も教育システムのモニタリングを活発に行うなど、あらゆる場面で大学評価に深く関わり合っている。なお、学生の中から選出された代表者たちは NVAO の構成員ともなっている。

④Ⅲサイクル制度

従来、フラマン語共同体にある総合大学 (Universiteit) では、前半2年のカンディダート学位課程 (Kandidaat) と後半2年のリセンシアート課程 (Licentiaat)、単科大学 (Hogeschool) においてはメーストル課程 (Mestre) からなり、その後ドクトラート課程 (Doctraat) に進む形態をとってきた。

2003年4月4日に制定された高等教育法の核となっているⅢサイクル制度は、2004-2005年学期から導入された。旧制度から新制度への移行は基本的に2006年までに完了するが、長期プログラムに限っては2010年まで旧システムが残ることとなっている。

⑤学位補遺と欧州単位互換制度

フラマン語共同体では、ボローニャ・プロセスが導入される前から、総合大学レベルでは1991年より、単科大学連合レベルでは1994年より、それぞれ学位とあわせて学位補遺を発行していた。これは複合文化社会であるベルギーの特質をよく表している例であるが、同じ国の中に教育を管轄する3つの行政機関がある状況において、学位補遺は当然のごとく必要とされていた。ただ、この学位補遺は国内でしか通用しなかった。現在に至っては、2004年に修正された高等教育法に基づきすべての学生に対して、国際的に通用する学位補遺が自動的に授与される体制が定着している。学位補遺は、フラマン語または学生の希望により英語でも無料で発行される。さらに、高等教育の透明化と国際競争力の向上を目指し、欧州単位互換制度も採用されている。

²⁵ この機関には、オランダ政府が60%、フランドル政府が40%の出資をしている。

⑥生涯学習

改革の目玉の一つとして進展している生涯学習の促進であるが、フランドル地方ではもともと生涯学習への取組にはとりわけ熱心であった。フランドル地方の5つの州²⁶には、それぞれ州立の教育機関²⁷があり、次の通り幅広い対象者への教育を行っている²⁸。

- ・ 海外在住者のための初等教育
- ・ 海外在住者のための中等教育
- ・ フルタイムの技術・職業教育
- ・ パートタイムの職業教育
- ・ 成人教育（生涯学習）

言語、経済、芸術、情報、建築等あらゆる分野を網羅した生涯学習プログラム制度は実に良く整備されている。そうした背景もあり、現在に至るまで高等教育機関における生涯学習への対応は遅れていた。2004年に柔軟性ある学習システムが条例として制定され、新しい教育の可能性を求めはじめた。現在に至っては、あらゆるコースへの登録が可能となっている。さらに単位の蓄積システムの構築により、仕事や家庭を持つ学生により好ましい学習環境が整った。フルタイムの学生であっても、専攻外の科目をパートタイムで学ぶ機会が設けられている。フランドル政府はこのシステムを強く奨励しており、生涯学習に順応したプログラムを実施する高等教育機関に対して報奨金の支給を行っている。これを受けて各教育機関レベルでは、就労学生向けの実験的プログラムやEラーニング（コンピューターを用いた遠隔教育）への取り組みを始めた。

⑦小括

政府レベルでの協議で始動したボローニャ・プロセスであるが、国際的な合意形成はスムーズに行われたものの、トップダウン式に実施されたこの改革は実際の教育現場の混乱を生み、現在、大学教員や学生等からの強い反発を招いている。反対の最も大きな理由は、この制度導入によって高等教育機関プログラムは各言語共同体の承認を得なくてはならなくなり、それによって機関の独自性、個性が失われる可能性が生じたからである。つまり、ボローニャ・プロセスにおいては欧州の大学の学位が等価になり相互認定ができることになるので、当然、フランドルのそれぞれの高等機関のプログラムが適正であるかどうか、均一の判定や評価が必要になるからである²⁹。こうした問題が生じた背景には、現場での話し合いが十分になされないまま、この大改革

²⁶ 西フランドル州、東フランドル州、アントワープ州、フラマン・ブラバント州、リンブルグ州

²⁷ これらの教育機関では修了時に履修証明証（非公的文書）が授与される。

²⁸ http://www.oost-vlaanderen.be/public/onderwijs_vorming/prov_onderwijs/index.cfm

²⁹ 櫻井直子「ベルギーにおけるボローニャ・プロセスと言語教育への影響」『ヨーロッパにおける日本語教育事情と Common European Framework of Reference for languages』(http://www.jpj.go.jp/j/japan_j/publish/euro/pdf/02-1.pdf)、77頁。

が上部で一人歩きをしていたという事実がある。ベルギーは全体としてボローニャ・プロセスに前向きな姿勢を示してはいるが、その改革の速度には抵抗を示している。

第2節 北欧の事例：スウェーデン

スウェーデンは国土の中に北極圏を含む厳しい気候風土の国であり、国土面積は450,000平方キロメートル³⁰、人口は2007年6月30日現在914万2817人である³¹。政治では社会民主党が長期に渡り政権を執ってきたが、昨年2006年9月の統一選挙において野党連合が勝利し、穏健党の党首であるフレデリック・レインフェルトが首相となり、新内閣が同年10月に誕生した。政権交代の後も、ボローニャ・プロセスの履行に関しては大きな変更はなく従来の方向性が踏襲されているとナショナルレポートは報告している³²が、政権交代後の微妙な方針転換や変更はあり得るのではないかと予想される。

スウェーデンは1995年にEUに加盟した。それに先立つ1994年11月には国民投票によって加盟への賛否が問われたが、賛成票と反対票の差は僅少であった³³。EU加盟が国民の圧倒的多数によって実現したのではなく、危ういところで決定したという事実が、その後のスウェーデンのEUへの参画のあり方やそれへの支持のあり方、国民感情に長く尾を引いている印象をもつ³⁴。

北欧5カ国のうち現在EUに加盟しているのはデンマーク、フィンランド、スウェーデンの3ヶ国である。ノルウェーは国民投票で加盟が否決された。ちなみに、ボローニャ・プロセスには北欧5ヶ国はすべて参加している。北欧諸国が長い年月をかけて構築してきた社会福祉制度や文化等には独自の特徴があり、北欧圏での文化・経済・外交レベルでの協力関係も培われてきた。今回のボローニャ・プロセスの履行に関しても、スウェーデンが独自の伝統を生かしつつ、新時代の欧州に適応した新たな改革をどのように進めるのか、関心のあるところである。

本節で扱うのはロンドン会合期までの進捗状況の報告書であるが、スウェーデンが力を注いできたポイントの1つとして「議決過程への学生の参加」も独立項目として加えたい。

①高等教育法と高等教育機関

スウェーデンにおける高等教育に関する責任は国家にあり、スウェーデン議会（Riksdag）と

³⁰ http://www.eu2001.se/static/se/facts/kort_geografi.asp

³¹ <http://www.scb.se/templates/tableOrChart>

³² <http://www.dfes.gov.uk/londonbologna/uploads/documents/SwedenNationalReport.doc> [Bologna Process Template National Reports 2005-2007, p. 2] 以下、Sweden National Reports 2005-2007と略記。

³³ 有権者の投票率は83.3%であり、うち賛成票は52.3%、反対票は46.8%で、白紙投票が0.9%であった。Folkomröstning om EU-medlemskap - Wikipedia.

³⁴ 本節の筆者は1985年から2005年までの期間スウェーデンに在住しており、1994年当時は一市民としてEU加盟前後の国内世論を見聞きました。この印象はその経験に基づいている。

政府が法律を定め、資源の配分を決定する。2005年6月に当時のスウェーデン政府は、ポローニヤ宣言の指針に沿ったスウェーデンの高等教育改革のための提案（政府法案2004/05：162,新しい世界—新しい大学）を行った。法案は2006年2月に議会において可決され、またその決議に従って、高等教育法³⁵および高等教育条例³⁶も修正された。この改革の中心は、高等教育に関するすべての制度・教育プログラム・学位の新たな構造化に関わっており、2007年7月1日から適用された³⁷。その改革の主な特徴は以下の通りである。

- * 高等教育の学位と課程はⅢサイクルに分割される。
- * すべての学位の内容を見直し、第Ⅰ・第Ⅱあるいは第Ⅲレベル³⁸に位置づける。新たな学位の基礎は、学生に期待される学習成果の実行に置かれ、ポローニヤ・プロセスの教育の質枠組みに関連づけられる。欧州高等教育機関は、学生がそれぞれの課程の修了時点で到達すべき目標点を具体的に示す必要がある。
- * 第Ⅱサイクルに新たな2年間の修士課程を導入する。
- * 欧州単位互換制度を導入する。
- * 学位補遺も第Ⅲサイクルを導入する。

2006年12月現在、スウェーデンには49校の高等教育機関があり、そのうち14校が国立大学、22校が国立大学カレッジ³⁹であり、これまで高等教育と研究活動の大部分〔95パーセント〕をこれらの高等教育機関が担ってきた⁴⁰。また13校は私立高等教育機関があるが、それらの予算の一部は国家から拠出されている。私立のうち3機関には博士課程が設置されているが、残りの10機関は小規模なものである。近年では高等教育機関間における、より高次の相互協力〔場合によっては統合〕がより頻繁に討議されるようになった。これらの高等教育機関には計35万人以上の学生が在籍しており、およそ6万2千人に上る人々が雇用されているが、その中の半数はアカデミックな専門職である。

³⁵ <http://www.sweden.gov.se/sb/d/574/a/21540;jsessionid=aJ8jEuthhNcf>

³⁶ <http://www.sweden.gov.se/sb/d/574/a/21541;jsessionid=aJ8jEuthhNcf>

³⁷ Sweden National Reports 2005-2007, pp. 1-2.

³⁸ 教員学位以外のすべての学位は、新たな構造の中に位置付けられた。教員の学位については、現在も引き続き検討中である。

³⁹ スウェーデン語で *Högskola* という。通常の大学と異なり、1科学分野を専門とした高等教育機関である。例として教育大学カレッジ、技術工科大学カレッジ等が挙げられる。英語で記述された Sweden National Reports 2005-2007においては「カレッジ」ではなく、「大学カレッジ」と記載されているため、本稿においても、「大学カレッジ」で統一する。

⁴⁰ 私立高等教育機関は例外であるが、スウェーデンの大学および大学カレッジは政府が管轄する公的機関であり、政府および国会の定める法律によって運営され、政府管轄の他の機関と同様に法律に規定される組織である。どちらの大学種も一般学術的学位、専門的学位および（あるいは）芸術学位を授与している。比較的多くの決定権や責任が各高等教育機関に与えられているが、すべての高等教育機関はさまざまな報告書を政府、教育・研究省へ提出することが義務付けられている。スウェーデン国立農業科学大学に限っては農業省へ報告書を提出する。

教育・科学省はすべての高等教育機関と年間予算の配分額について討議し、政府の要求に沿って議会で決定される。その際考慮される条件は、フルタイム学生の在籍者数データ（FTE）および学業の達成結果（年間でフルタイムに換算した達成度）であり、成績関連指標（学業を修了した学生数）も含まれる。研究者および博士課程教育については、国家予算から高等教育機関に特別に与えられる補助金が財源となっている。財源は最大で4研究領域（人文・社会科学、医学、自然科学、技術）に割り当てられるが、芸術の発展への貢献を対象とした特別奨学金は、芸術大学カレッジや芸術学部をもつ高等教育機関に充当される。

②国内組織・団体

国内のボローニャ・プロセスに関する責任はスウェーデン教育・科学省⁴¹が負っている。本省のほか、スウェーデンにおける高等教育に関する国内組織としてまず重要な2つの機関が、「スウェーデン高等教育機関運営委員会」(The governing board of Swedish higher education institutions)と高等教育局 (Swedish National Agency of Higher Education)⁴²である。前者は15名で構成され、そのうち政府が8名を指名し、3名は高等教育機関から選出された教授である。3名は学生代表であり、残りの1名は副委員長である⁴³。後者は高等教育機関関連の事項について責任を負う、中心的役割を担う部局である。高等教育機関の評価もこの局が行っている。同局は2002年4月にスウェーデン教育・科学省にワーキンググループを設置し、高等教育機関が授与する学位の見直しを当グループの任務とした。

さらに、2005年以降、「スウェーデン高等教育協働ネットワーク局」(Swedish Agency of Networks and Cooperation in Higher Education)という新たな部局が誕生した。この局には、高等教育受講者の幅の拡大、新たな学位と課程を包括する教育の開発の促進、スウェーデン・ネット大学と関連したICT (Information and Communication Technique) をベースにした通信教育の継続発展、という3つの任務がある。これらの任務は他の機関や組織からこの新部局に委譲されたものである。

2000年には非公式組織としての「ボローニャ・コーディネーショングループ」が立ち上げられた。そのグループの構成員は現在、教育・科学省、国立高等教育局、国際教育訓練プログラム事務局、スウェーデン大学教員協会、スウェーデン高等教育学生連盟である。当グループは定期的に会合をもち、ボローニャ・プロセス関連のテーマについての情報交換や討議を重ねている。

さらに、欧州委員会のイニシアティブのもと教育・科学省は、教育と訓練のための国際プログラム・オフィスに「ボローニャ推進ナショナルチーム」を派遣した。ナショナルチームのメ

⁴¹ ボローニャ・プロセス履行中の組織改編で2005年1月1日から名称が「スウェーデン教育・科学・文化省」に変更されたが、本稿では混乱を避けるため「スウェーデン教育・科学省」の名称で統一する。

⁴² スウェーデン語ではHögskoleverket。

⁴³ http://www.bologna-bergen2005.no/EN/national_impl/00_Nat-rep-05/National_Reports-Sweden_050114.pdf [Bologna Process National Reports 2004-2005, pp.14-15]. 以下、Sweden Republic National Reports 2004-2005と略記。

ンバーは、高等教育関連組織から推薦され、全国高等教育学生連盟も含まれている。このチームは高等教育諸機関や大学生たちからの要求に応えるために精力的に活動しており、ボローニャ・プロセス関連事項について高等教育機関をサポートする役割を担っている。このチームは様々なボローニャ関連のテーマに関する数多くのセミナーを主催し、また多数の個人的相談業務のための全国訪問も実施した。

ボローニャ・プロセスと間接的に関連するであろう、スウェーデン国内の組織として「国立学生奨学金局」(Swedish National Board of Student Aid)⁴⁴について簡単に触れておきたい。これはスウェーデンにおける学生対象の奨学金を取り扱う国立機関である。学生はこの局を通じて高等教育機関で勉学するための学資を国から借りることができる。学業年限によって借りられる限度額には制限があるが、利子が低いため、ほとんどの学生がこのローンを利用している。高等教育機関を卒業後、就労して収入を得るようになってから、長期間にわたって国にローンを返済していくという制度である。

③学生の議決過程への参加

高等教育法によれば、学生は高等教育機関において影響力を行使する権利を有し、高等教育諸機関は学生たちが積極的に教育の発展に貢献することを支援および促進しなくてはならない⁴⁵。また、高等教育条例においても、学生およびスタッフの参画が規定されている⁴⁶。さらに、高等教育に籍をおく学生は高等教育学生連盟のメンバーとなることが法律によって定められており、学生の影響力の行使を維持することがめざされている。こうして、高等教育機関に在籍する学生たちは、機関や組織、学部やその他の決議決定の委員会等において、完全なる投票権をもつ代表メンバーとして、これに参加する権利が保障される。この権利に基づき実際に学生は、学生連盟から選出された代表者3人を高等教育機関の委員会(委員長、学長に加えて最大13人の構成者)に送る。これは教授陣も同様である。かれらも機関の委員会に3人の代表を送る権利を有する。学生の代表者たちには、委員会への出席に対する経済的報酬が保障されている。

高等教育ガバナンスへの学生や教師の代表出席権を保証する法律はない。しかし、教育・科学省と全国学生連盟との間には公式・非公式の会合やワーキンググループ等での定期的な接触がある。高等教育に関しては基本的に全国学生連盟にも意見が求められる。学生代表が、教育・科学省と高等教育機関の間で行われる年間予算に関わる会議の場にも参加する場合がある。国内レベルにおいては、学生の代表者はボローニャ・コーディネーショングループにも参加する。学生たちはまた、ボローニャ推進ナショナルチームや国立高等教育各局にも代表者を送っている⁴⁷。

⁴⁴ スウェーデン語では Centrala studiestödsnämnden, CSN。 <http://www.csn.se/>

⁴⁵ 高等教育法〔第1章、2章、4章〕 <http://www.sweden.gov.se/sb/d/574/a/21540;jsessionid=aJ8jEutnhNCf>

⁴⁶ 高等教育条例〔第1章、2章、3章〕 <http://www.sweden.gov.se/sb/d/574/a/21541;jsessionid=aJ8jEutnhNCf>

高等教育機関の内部評価にも学生が参加することになっている⁴⁸。

④高等教育の質保証

教育機関の評価には外部パネルが関与するが、多くの場合、国際的専門家を委員として含む。評価の基準は、高等教育法および高等教育条例に則って規定された公のものである。評価の目的は、高等教育機関における人的資源や学術的資格、管理運営のサポート、教育コースを提供するための経済等の必須条件の確認である。評価結果は高等教育局のウェブサイトに公表にされ、報告書として印刷される。

プログラムと科目の評価は部局ごと自己評価と外部評価の双方からなされる。外部評価チームは、スウェーデン高等教育局により指名されるが、常に学生をメンバーに含んでおり、機関を訪問し一日をかけて評価する。機関訪問の目的は教授・学習環境を綿密に調査する機会を得、機関の自己評価内容を学生グループやスタッフ、管理者たちと討議するためである。調査官たちによって出された結果は助言事項とともに報告書にまとめられ、高等教育局に提出される。もし科目やプログラムの質が疑わしい場合には、その機関は改善のために1年の猶予を与えられる。1年後に改善が見られない場合は、学位授与の資格は撤回される。報告書が公表された3、4ヶ月後のフィードバック会議によって評価は完結する。3年後にはフォローアップの会議が開かれる。

さて、2005年のベルゲン会合で支持されたガイドラインに従って、スウェーデン高等教育局が開発した質保証政策には次のようなポイントがある。

- * 審査員が任命された時に、利害や偏見の衝突を回避するためのプロセスの開発
- * 評価プロセスの全行程をカバーする手続き
- * 国内および国際的なさまざまな種類の評価組織との意見交換
- * 年毎の評価の分析的なまとめの準備
- * 審査官およびプロジェクトスタッフ、高等教育機関、学生からのフィードバック
- * 継続的な国際的アドバイザーグループによる、活動の細かなフォローとスタッフ代表者および管理者との会見を含む外部モニタリング
- * 外部の査定者による5年毎の評価

ちなみに現在、質保証制度の見直しを検討中とのことである⁴⁹。また、学生の評価プロセスへの参画は既述の通りである。さらに、新政府は国際評価の充実についても討議を開始し、すでにデンマーク、オランダ、イギリス、アメリカからなる国際助言委員会が組織されているようである⁵⁰。質保証のガイドラインに沿って、外部評価チームには常に国際的専門家がメンバーとし

⁴⁷ Sweden National Reports 2005-2007. pp. 5-6

⁴⁸ Ibid., p. 15

⁴⁹ Ibid., p. 14.

て入っているが、これはこれまで他の北欧諸国でスウェーデン語を理解する専門家たちに依頼していた。しかし高等教育局は、北欧に限らず広く欧米に国際的専門家の範囲を拡大しようとしているのである⁵¹。

⑤Ⅲサイクルの学位制度

政府法案「新しい世界—新しい大学”(2004/05:162)」が可決された結果、スウェーデンにおける学位制度改革は高等教育全体に及び、今年2007年7月1日から実行に移された。ボローニャ・プロセスのⅢサイクル制度が導入されたのである⁵²。

すべての高等教育機関で学ぶ学生は2007年7月1日の時点から、Ⅲサイクル学位制度に登録されることになった。しかし教員の学位だけは、この新構造の中での位置づけについて検討中であり、教員養成課程が新構造に最初から統合されるか否かはどうも不明瞭である⁵³。スウェーデンには数多くの専門職養成を使命とする高等教育機関が存在するが、今回の学位制度改革にはそれらも含まれる。

第Ⅱサイクルへの入学資格は、少なくともフルタイムで3年に相当する第Ⅰレベルの学位をもつこと、あるいは同等の外国の学位をもつことである。これ以外にも、高等教育諸機関は特別に資格条件を求めることができる。スウェーデンあるいは外国で教育を受け、実務経験があるなどの理由で第Ⅱレベルの能力があると思われる個人には特別資格審査が行われる。専門職学位については、教員学位以外は学位に要求される専門履修の量と学習期間によって第Ⅰあるいは第Ⅱサイクルに位置づけられることになる。

第Ⅲサイクルに進むためには第Ⅱサイクルを履修していることが条件となる。高等教育諸機関は、この入学基礎条件の他に特別な条件を課すこともできる。さらにレポートは、サイクル間のアクセスに関して予測される大きな問題はないとしている⁵⁴。高等教育条例には、6つの一般学位と4つの芸術学位、そして約40の専門職学位に関して記載されているが、これらの学位はⅢサイクルの中のいずれかに位置づけられた。本条例には高等教育へのアクセスおよび高等教育機関内でのサイクル間のアクセスに関する規定も記載されている。

⁵⁰ Ibid., p. 15.

⁵¹ なおすでにスウェーデンは、「欧州高等教育圏の資格枠組み (ENQA)」のメンバーであるとともに、「高等教育の質保証国際ネットワーク (The International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education, IN-QAAHE)」、「高等教育の質保障国際北欧ネットワーク (The Nordic Quality Assurance Network in Higher Education)」、「欧州高等教育協会 (The European Higher Education Society, EAIR)」および「欧州評価協会 (The European Evaluation Society, EES)」のメンバーでもある。

⁵² Sweden National Reports 2005-2007, p. 11 では、the Dublin descriptors を参考にしたという記述がある。

⁵³ Sweden National Reports 2005-2007, p. 7.

⁵⁴ Ibid., p. 10.

⑥学位補遺と欧州単位互換制度

スウェーデンにおいては2003年1月1日より、すべての「基礎的高等教育を履修した（第Ⅰ、第Ⅱサイクルに相当する）」学生には自動的に、また無料で、EU/COE/UNESCOの英語による学位補遺が授与されている。2007年7月1日からは第Ⅲサイクルの学生にも学位補遺が授与される⁵⁵。

また、スウェーデンは2001年に学位認定に関するリスボン承認協定を批准し、同年の国内法に同協定内容が適用され、以下の原則のすべてが実行されている。

- * 申請者は、…全くあるいは部分的にしか承認されなかった決定に対して、法的に抗議する権利を有する。
- * 高等教育機関とそのプログラムに関する情報は、国内外の関係機関に伝達される。国立スウェーデン交流協会および国立大学・大学カレッジサービス局は、外国人学生に対してスウェーデンの高等教育制度について情報を提供する。
- * ENIC/NARIC を運営するためのオフィスを創設する。

さて、スウェーデンの高等教育機関では従来から単位制が採られている。学習はフルタイムで1週間を要する場合に1単位（1年間＝40単位）である。つまりスウェーデンの1単位は欧州単位互換制度での1.5単位に相当する。欧州単位互換制度は国際間の互換に使用されており、スウェーデンの単位制度と平行して使用される場合もある。2007年1月1日からすべての高等教育機関は、欧州単位互換制度と軌を一にする新たな単位制度を導入した。1年間のフルタイムの履修は高等教育60単位として計算される。この単位制度はⅢサイクルのすべてのコースやプログラム、高等教育における学位を包括する。

また、事前学習の認定に関する否定的なすべての決定は、独立の法的組織である「高等教育に関する抗議委員会」で取り扱われる。スウェーデン高等教育局内の外国高等教育査定課は、外国の資格の査定に関して、ENIC/NARICのスウェーデン事務所として責任を負う。当機関は毎年、高等教育に関する法規や規約の遵守を確認することを目的に、いくつかの高等教育機関を検閲調査する。検閲の焦点は学生の法的権利の保護の有無である。一般的には、原国で認定されている資格はスウェーデンでも認定される。

⑦生涯学習

スウェーデンの教育制度における重要な要素の1つは、生涯学習の充実である。あらゆる教育を出発点として、そこから高等教育へ進むことを可能とすべきであるという考えに基礎を置いている。スウェーデンの高等教育諸機関には、さまざまな個人的バックグラウンドをもつ学生に教育プログラムやコースを提供するという長い伝統がある。例えば、高等教育機関にはパートタイ

⁵⁵ Ibid., p. 16.

ムコースあるいはディスタンス（通信）コースが多数あり、また短期職業訓練プログラムも創設された。高等教育機関がモジュールと単位のまとまりの上に成り立っているという事実はまた、生涯に渡る学習と国内外の移動システムの可能性を向上させるであろう⁵⁶。

2001年には政府のイニシアティブでスウェーデン・ネット大学（www.netuniversity.se）が設立され、高等教育機関の既存のコースをコーディネートし、市民への広報活動を始めた。目的は高等教育へのアクセスの拡大と生涯学習の促進にある⁵⁷。さらに2003年秋からすべての高等教育機関に対して、公的な資格証明書のない申請者が申請してきた場合には、その人の以前の経験に基づく履修を正しく認定することが義務付けられた。これに関してはスウェーデン高等教育条例に記載されているため、認定結果について志願者は抗議することができる。以前の経験に基づく履修認定は数年間に限って有効である。2004年には5,500人以上の志願者が非公式な資格を認可され、2003年よりも1,000人の増加であった。約1,000人の志願者がこれによって希望する教育コースやプログラムへの入学条件をパスできることが推定される。

なお、スウェーデンにおける近年の看護職および教職等専門職の人手不足を解消するために政府は、これらの職業経験を有する人々を対象とした、資格授与のための短期教育モデルプログラムの構築を一部の高等教育機関に依頼した。

⑧ジョイント学位

ジョイント学位はスウェーデンにおいては現在可能ではない。なぜならジョイント・プログラムの実現や2つあるいは複数の学位の認定・授与を規定する法律がないためである。政府はできる限り早期にこの問題を解決するとの意向をもっており、政府のイニシアティブを受けて高等教育局は学位補遺を実現するための方策に取り組んでいる。一方、従来からの「エラスムス・プログラム」には各高等教育機関は積極的に参加している⁵⁸。

⑨高等教育と高等研究

高等教育法によれば、国は、科学あるいは芸術、実験や研究に基礎を置く教育および芸術的な発展やその他の開発について、高等教育諸機関に対して教育する場を提供する責任がある。ここでは高等教育と研究の緊密な連携が前提とされている。基礎研究および博士課程教育の主要部分について国は責任を負っている。スウェーデンではおよそGDPの4%が研究と開発に充当されており、その額は合計960億スウェーデンクローナである。そのうち240億クローナが国家供出の研究費であり、GDPの1%に当たる。国家供出の研究費に基づく研究の大部分は高等研究機関

⁵⁶ Sweden National Reports 2004-2005, p. 11

⁵⁷ Ibid., p. 10.

⁵⁸ Ibid., p. 21.

で行われている。240億クローナの8%だけが研究機関で使われている。高等教育機関における研究経費の80%は直接あるいは間接的に公的組織から支出されている。

1997年以来、国はすべての大学および大学カレッジに永久的資金を許可している。各高等教育機関の管理運営委員会は、自己の研究環境についての責任をもち、戦略的な投資に影響を与える決定や優先事項に関する決定権を有する。博士課程教育は、教育と研究の重要なリンクとみなされている。研究に関する近年の法案において、政府は2,500万クローナを研究組織に、5,000万クローナを学術と産業間の流動を推進しているイノベーション・システム局の博士号取得者に充当した。2000年に博士号を取得した者のうち38%が、3年後には高等教育機関で教師の職を得た。

しかし若い研究者たちのキャリアにとって1つの問題は、博士課程終了後のポストの欠如である。研究機関の雇用における男女の不平等もまた問題の1つであり（特に高次の学術的ポジションにおいて）、これには若年研究者の不安定な雇用条件も部分的に反映されている⁵⁹。このような状況を踏まえ、2006年に政府諮問会議が組織された。これは、現在のスウェーデンの大学や研究機関における学術分野の雇用カテゴリーを調査することを目的としており、重要な任務の1つは現況の雇用構造を概観し、改善点を政府に答申することである。

⑩欧州高等教育圏の魅力の増進と世界の他地域との協力

スウェーデンにおける高等教育はすべて無料であり、これは外国人学生も同様である。これはスウェーデンの高等教育の魅力を増進させる1つの重要な要素である⁶⁰。国立スウェーデン交流協会(The Swedish Institute)は政府の命を受けてこれまで、ウェブサイト(www.studyinsweden.se)を通して、スウェーデンの高等教育機関に関心をもつ国外の学生に向けて情報を提供してきた。前述の高等教育の無料については、2005年1月の報告書において「なお政府は、欧州経済圏外の外国人学生からの授業料徴収を導入するか否かについて審議する委員会を組織し、法改正も視野に置いている。これは政府の予算とは関係なく各高等教育機関の予算の向上につながるので学生数の増加にも寄与するであろう」としている。

⑪教員養成課程の改革（小括）

ベルゲン会合時のナショナルレポートでは、その後に挑戦すべき課題の1つとして教員養成課程について触れられていた。「学校および教育関係機関の発展にとって、教員養成は決定的に重要であるとみなされるが故に、教員教育のボローニャ・プロセスにおける無理のない統合の道を見出すことは、非常に重大なことである」⁶¹。ロンドン会合時のレポートには、「教員学位以外

⁵⁹ Ibid., p. 22.

⁶⁰ Sweden National Reports 2004-2005, p. 14.

⁶¹ Ibid., pp. 14-15.

のすべての学位は、新たな構造の中に位置付けられた。教員の学位については、現在も引き続き検討中である」というように、教員養成課程改革はボローニャ・プロセスの中で他の学術分野の改革と比べて、扱いにくい領域であることが理解できる。

2007年8月20日および21日付けのスウェーデンの2大朝刊紙⁶²は、既存の教員養成課程を厳しく批判してきた一人であり元高等教育局長であったシーグブリット・フランク⁶³が、現教育大臣のラーシュ・レイオンボリイの任命により、新たな教員養成課程改革を推進する責任者となったと報じた。それによれば、フランクは2008年秋までに調査を終え、2009年には答申をまとめる計画である。高等教育としての教員養成課程改革が、ボローニャ・プロセスと同時並行で進むことは偶然ではない。フランクはまた、教員養成課程の見直しと改革に当たって参考とすべき国として、フィンランド、英国、そしてアメリカの一部の高等教育を挙げている⁶⁴。スウェーデン国内で現在本格的に始まった教員養成課程改革が、ボローニャ・プロセスの展開とどう連動していくのかを今後詳細に検証していきたい。

第3節 東欧の事例：スロヴァキア

本節は東欧の事例としてスロヴァキア共和国の事例を取り上げる。スロヴァキアは、チェコスロヴァキア社会主義共和国という連邦制国家を構成するひとつの自治単位として、1989年11月に社会主義体制の崩壊を迎えた。それから約3年後の1993年1月に、政治経済的な分離機運とナショナリズムの高揚を受けて、チェコ共和国およびスロヴァキア共和国がともに連邦からの分離独立を果たした。かつて1939年にスロヴァキアはナチス・ドイツの傀儡国としてチェコスロヴァキア第1共和国から独立した経験があったが、第2次世界大戦後、連合国によってその独立は無効とされていた。1993年の独立は2度目の独立であった。

このような影響もあり、1993年の建国当初はナショナリズムが高揚した。右派系・ナショナリスト系を糾合したヴラジミール・メチアル政権が成立し、長期の政権運営を行った。外交的にはEU加盟申請は果たしたものの、実際には親露的傾向をもち、EUに対して距離を保っていた。しかし、この政権も欧州規模あるいは世界規模で進行するグローバル化の波に抗しきれず、1999年に親EU路線をとるリベラル系・中道右派連合のミクラシ・ズリンダ政権に取って代わった。この政権は、EU加盟の意思を内外に向け積極的に表明し、同年に発表されたボローニャ宣言にも署名した。これによってスロヴァキアでは新政権のもとで、EU加盟交渉と軌を一にして、翌年の2000年からボローニャ・プロセスが開始されることになったのである。

⁶² Dagens Nyheter. 2007-08-20, Svenska Dagbladet 2007-08-21.

⁶³ 高等教育長には1999年に就任し、スウェーデンにおける教員養成課程を3つの調査によって厳しく批判した中心人物である。調査結果による批判のポイントは、「研究活動との連携の弱さ」、「卒業認定基準の不十分さ」、「修士研究論文が多くの場合、評価の基準を満たしていない」という3点であった。

⁶⁴ Dagens Nyheter. 2007-08-20.

①高等教育法と高等教育機関

ボローニャ・プロセスの実施のための戦略は、2000年8月にスロヴァキア共和国政府によって制定された「21世紀のためのスロヴァキアにおける高等教育の更なる発展の基本コンセプト」の綱領文書と2002年の政府綱領宣言とによって確立された。このコンセプトに基づき、2002年2月21日に高等教育とそれに付随する変更および補足に関する2002年第131号法、いわゆる「高等教育法」がスロヴァキア共和国議会で可決され、2002年4月1日から施行された。この法律にはボローニャ宣言のすべての原理が含まれ、本法がその実施を可能としている。さらに、2004年5月のEU加盟を踏まえ、2003年11月と2004年12月には、欧州委員会の直接的指導のもとで高等教育機関における教育内容の改善を規定することができるようにするため、EU法の観点から本法に対して修正が加えられた⁶⁵。EU加盟を前提としたボローニャ・プロセスであることがわかるが、それゆえに教育立法に対して欧州委員会が直接的かつ頻繁に介入することになった。

2006年12月の時点で、スロヴァキア共和国には33校の高等教育機関があり、そのうち20校が公立高等教育機関、3校が国家特別高等教育機関、10校が私立高等教育機関であった。最大規模を誇る公立高等教育機関では、2005-2006年学期に約18万人の学生が三つのサイクル（学士課程、修士課程、博士課程）で学んだ。そこでは、第Iサイクル（学士課程）と第IIサイクル（修士課程）に合わせて16万9,506名の学生が学び、そのうち11万3,197名がフルタイム、5万6,309名がパートタイムの学生であった⁶⁶。一方、第IIIサイクル（博士課程）には1万321名が学び、そのうち3,230名がフルタイム、7,091名がパートタイムであった⁶⁷。ちなみに、2005年12月の最新の国勢調査によれば、スロヴァキアの総人口は538万9,180人である⁶⁸。

これに対して、同時期の私立高等教育機関の第I・第IIサイクルには8,208名が学んでいた。そのうち1,357名はフルタイム、6,851名はパートタイムであった。第IIIサイクルには87名が学んでおり、すべてパートタイムであった⁶⁹。国家特別高等教育機関の3校は警察アカデミー・軍事アカデミー・医療アカデミーである。これらはそれぞれの所轄省庁（内務省・国防省・保健省）の各部門によってボローニャ・プロセスが監督されている。詳細な学生数は不明である。以上の公私機関で合計1,718名の外国人学生が学んだ⁷⁰。

高等教育機関への入学者数は毎年増加傾向にある。公私機関を合計した三つのサイクルへの入学者は、2003-2004年学期に4万2381名、2004-2005年学期には5万3,335名、2005-2006年学

⁶⁵ <http://www.dfes.gov.uk/londonbologna/uploads/documents/SlovakiaNationalReport.doc> [Bologna Process Template National Reports 2005-2007, p. 2] 以下、Slovak Republic National Reports 2005-2007と略記。

⁶⁶ Ibid., p. 4.

⁶⁷ Ibid., p. 4.

⁶⁸ <http://www-8.vlada.gov.sk/>

⁶⁹ Slovak Republic National Reports 2005-2007, p. 4.

⁷⁰ Ibid., pp. 4-5.

期には6万159名となった。2006-2007年学期には学生総数20万人の大台を超えることになった⁷¹。

②国内組織・団体

スロヴァキア共和国では、高等教育の全責任はスロヴァキア共和国教育省にある。教育省はさきの高等教育法に従って、高等教育機関や大学教育を発展させるための諸条件をつくり、高等教育領域の法履行や発展に責任をもつ。同省高等教育課がその中心となるが、特に同課はスロヴァキア共和国の高等教育へのボローニャ・プロセスの導入に全責任を負う。

ボローニャ宣言署名国は、ボローニャ・プロセスの分析や提言および啓発活動を行うワーキンググループとして各国内に「ボローニャ・フォローアップ・グループ」を設けている。スロヴァキアで当グループを構成しているのが、教育省高等教育課課長、同省局長、そして高等教育法成立後に結成された「ボローニャ推進ナショナルグループ」(National Group of Bologna Promoters)である。これは、教育省がスロヴァキア学長会議および大学自治組織の高等教育評議会との協働により決定した高等教育機関関係者を構成メンバー⁷²とし、欧州委員会のソクラテス/エラスムス事務局によって管理運営されている。また、ボローニャ推進ナショナルグループは、欧州単位互換制度や学位補遺の導入にあたっての助言機関であり、上述のボローニャ・フォローアップ・グループのスロヴァキア共和国代表でもある。

高等教育法の制定後、政府内には諮問機関として21名からなる承認委員会 (Accreditation Commission) も設置された⁷³。当委員会の職務は、ボローニャ・プロセス履行中の高等教育機関における教育的・啓発的・芸術的・その他の創造的活動の質をモニタリングし、査定し、独立的に評価すること、さらに、その発展を後押しすることとされている⁷⁴。

以上の組織を除き、高等教育政策に関わるその他の機関はすべて高等教育機関からの代表組織となる。つまり、既述の最高自治組織としての高等教育評議会、学生の最高代表機関である高等教育学生評議会、高等教育機関長からなるスロヴァキア学長会議である。これら高等教育諸機関もボローニャ・プロセスの実行責任を共有している⁷⁵。

⁷¹ ナショナルレポートでは、学生増加にボローニャ・プロセスの成果をみてこれを評価しているが、それゆえに国内の高等教育の需要と供給を実質的に均衡化させることを今後の教育政策の課題としている。また、高等教育法によれば、スロヴァキア共和国教育省は、前年比でフルタイムの学生が5パーセントを超えるような場合、入学者数を制限する権限もっている。

⁷² 2007年8月現在、「ボローニャ推進ナショナルグループ」(Národný tím Bolonských promóterov) のメンバーは、以下の6名である。教育質保証担当のD・レサーコヴァー (ブラチスラヴァ経済大学)、欧州単位互換制度担当のJ・スタシコヴァー (プレシヨウ大学)、高等教育機関・学生・欧州単位互換制度担当のJ・バラ (スロヴァキア農業大学)、学生担当のJ・ユリガ (高等教育学生評議会代表)、教育質保証担当のI・オストロウスキー (コメニウス大学)、欧州高等教育圏・欧州研究圏・Ⅲサイクル制度担当のL・ヴォザル (コンスタンティン・フィロゾフ大学) である。http://193.87.15.12/lp/sk/_main.cfm?obsah=m_bolonsky_narodny_tim.cfm&sw_prog=3 [Národný tím Bolonských promóterov]

③高等教育の質保証

質保証は内部と外部の質評価に基づいている。内部評価に関しては、高等教育機関内の専門部会が定期的に少なくとも年1回開かれ、教育活動、また、科学・技術・芸術分野における当該機関のレベルを評価する。外部評価は上述の承認委員会に一任されている。当委員会は、教育活動や機関の科学・技術・芸術活動の結果を綿密に検証し、高等教育機関の内部評価を踏まえて、高等教育機関の世界的活動の成果を精査した後、スロヴァキア共和国教育省に答申する。承認委員会の答申は教育省が下す結論（たとえば、高等教育機関が修了者に対して学位を与えるだけの権利があるか否かを判定すること）やスロヴァキア共和国政府の決定（たとえば、私立高等教育機関の運営に関する国家的承諾）の核となる。承認委員会の2006年の答申によれば、大学以外の各高等教育機関が学生に学位を与えられるような学修課程をもつ力量を有すること、国家が公立高等教育機関に対して私立高等教育機関のような法人としての許可を与えること、研究大学・大学・専門高等教育機関の他の高等教育機関との合併とその法人化の必要性、などが最重要の案件とされた⁷⁶。

スロヴァキアでは、国内組織の承認委員会による外部評価のほかに、国外組織による国際評価も行われている。2005年12月に機関評価ガイドライン（*Institutional Evaluation Guidelines*）の手続

⁷³ 承認委員会（Akreditačná komisia）は、高等教育機関代表、労働市場勤務、外国出身専門家の21名の委員からなる。内訳は、委員長のパ・ナーヴラト（スロヴァキア技術大学）、副委員長のM・ビーリー（スロヴァキア度量衡学研究所）、化学部門のS・ビスクピチ（スロヴァキア技術大学）、数学・統計学部門のL・ブコウスキー（パヴォル・ヨゼフ・シャファーリク大学）、生物・農業・森林学部門のL・ヘテーニ（スロヴァキア農業研究センター）、外国人専門家のJ・ホルヴァート（ハンガリー・中央ヨーロッパ大学）、スポーツ学・教育学部門のL'・ヤンチョコヴァー（マチェイ・ベル大学）、医学・薬学・人間学・歴史学・民俗学部門のJ・ヤラブ（J・ヴォイタシャーク司祭養成神学校）、電子工学・材料工学部門のP・ククチャ（ジリナ大学）、安全保障・社会科学部門のM・リーシュカ（軍事アカデミー）、外国人専門家のP・ミクレツキー（チェコ・フラデック・クラロヴェー大学）、獣医学部門のM・ノヴァーク（スロヴァキア科学アカデミー神経学研究所）、Uni銀行勤務のA・ピルコヴァー、工学・工業技術部門のJ・スラーデク（スロヴァキア科学アカデミー建設・建築学研究所）、フォルクスワーゲン・スロヴァキア勤務のJ・ウフリーク、経済・経営学部門のP・ヴィンツル（ブラチスラヴァ経済大学）、環境学・冶金学部門のE・ヴィルチコヴァー（コシツェ経済大学）、法律学・国際関係部門のP・ヴォイチャー（パヴォル・ヨゼフ・シャファーリク大学）、コメニウス大学医学部病院神経科勤務のJ・シチェニョ、コンスタンティン・フィロゾフ大学哲学部勤務のT・ジルカ、芸術部門のM・チョルバ（音楽芸術校）、である。以上、<http://www.akredkom.sk/> [Zoznám členov Akreditačnej komisie]。承認委員会への外国人専門家の参加義務は高等教育法に定められており、上記のように、現在、チェコ共和国とハンガリー共和国出身の2名がいる。また同法では、メンバーの3分の1が非高等教育機関、すなわち、研究機関や実務家から招聘することが定められている。

⁷⁴ Slovak Republic National Reports 2005-2007, p. 3.

⁷⁵ ボローニャ・プロセスの実施にあたって、高等教育機関の学生は提言や異議申し立ての権利が認められている。ボローニャ・プロセスの急激な進行に対する学生の批判の一端は、L.Korýtková, M.Mertinyák, "Pohl'ad súčasného študenta na aplikáciu bolonského procesu", *Realizácia bolonského procesu na vysokých školách*, s. 95-97.

⁷⁶ Slovak Republic National Reports 2005-2007, pp. 12-13.

きと基準とに基づき、スロヴァキア学長会議・スロヴァキア共和国教育省・欧州大学協会の間で、スロヴァキア高等教育機関の国際評価に関する合意がなされた。これによって、スロヴァキアの高等教育機関は、2007年に欧州大学協会の国際評価チームによる査察を受け、同協会が同年12月までにスロヴァキアの高等教育機関の外部評価に関する概要報告書を提示し、その結果を国際評価として公表することになっている⁷⁷。

2006年12月には、スロヴァキア共和国およびチェコ共和国の承認委員会による外部評価のジョイントプロジェクトが実施された。このプロジェクトは、承認委員会による相互外部評価の制度構築における協力、高等教育の質保証制度の発展に向けた協働を目的としている。同プロジェクトは、ボローニャ・プロセスに対する迅速な対応と考えられており、外部評価に関して欧州的次元での相互理解を培うことが期待されている⁷⁸。

④Ⅲサイクル制度

スロヴァキア共和国では伝統的にⅢサイクル制度が採られてきた。中等教育修了時の国家試験「マトゥリタ」に合格することが第Ⅰサイクルたる学士課程への進学条件である。第Ⅰサイクルには通常3年、最大4年まで在学が可能である。第Ⅰサイクルの修了は、スロヴァキアあるいは他国の労働市場に就職する際の最低限の条件とされる。したがって、第Ⅰサイクルではそのための十分な知識の獲得が目指される。就職の際に有用となる社会科学的、自然科学的、人文・芸術学の理論的かつ実践的知識の習得が主であり、そのようなカリキュラム編成となっている。

第Ⅱサイクルたる修士課程への進学条件は学士課程の修了である。第Ⅱサイクルには通常1年、最大3年まで在籍が可能である。第Ⅰサイクルより高度な知識の習得がめざされる。教育省が特別に認めた場合にのみ、第Ⅰサイクルと第Ⅱサイクルの1ユニット化が認められている。現在では、薬学、医学、教員養成（幼児教育および初等教育第1～第4学年向け教員養成）などがこれを認められている⁷⁹。

第Ⅲサイクルの博士課程の標準修了年限は少なくとも3年、最大4年である。博士課程修了者はPhDの博士学位を与えられる。博士課程への入学には第Ⅱサイクルの高等教育を修了していることが条件とされ、学士課程修了による博士課程入学（飛び級）は他地域と異なり不可能である。欧州高等教育圏と欧州研究圏の相互発展と、大学と企業との連携による競争力の向上の必要性が高まってきた今日、博士課程の強化は必至とされている。教育省はフルタイムの博士課程学生に対する奨学金を、大学教員の初任給にまで引き上げかなりの程度充実させた。そのため、奨

⁷⁷ Ibid., p. 13.

⁷⁸ 承認委員会はさらに欧州的次元において、「高等教育質保証の欧州ネットワーク」(ENQA)と「高等教育質保証機関の国際ネットワーク」(INQAAHE)、そして、その地域的なサブネットである「高等教育質保証機関の中・東欧ネットワーク」(CEENQAAHE)のメンバーともなっている。

⁷⁹ Ibid., p. 7.

学申請者数も2002年の637件から、2005年には1217件にまで上昇した⁸⁰。

ボローニャ・プロセスの「欧州高等教育圏の資格枠組み」(Framework for Qualifications of the European Higher Education Area)については、「国内資格枠組み」(National Qualifications Framework)を通じて、専門的職業や専門的活動を分類する枠組みおよび条件を確立し、ボローニャ・プロセスの実現を図ろうとしたが、その運用には大きな進展がない。2006年12月にその運用手続きが規定され、教育省内にワーキンググループが立ち上げられた段階にある。

⑤学位補遺と欧州単位互換制度

高等教育法によれば、全三つのサイクルの学修課程をもつ高等教育機関のすべての卒業生が、学位とともに無料でEU / COE / UNESCO フォーマットの学位補遺を受けることになっている。2005-2006年学期から適用が開始され、2006-2007年学期には高等教育機関の卒業生の約67パーセントが自動的に学位補遺を受けとったが、2008-2009年学期からはスロヴァキア共和国の高等教育機関のすべての卒業生に対して学位補遺の発給が義務となる⁸¹。

スロヴァキア共和国は、1999年7月13日にリスボン承認協定に同意し、それを批准した。その後、同協定の原則を法規化し、同年9月1日にそれを施行した。これによって、性別・宗派・信仰・未既婚の別・家族・肌・言語・政治的信条・民族帰属・社会的背景・障害・年齢・家柄を根拠とする差別はいっさい認めないという前提から、この協定をもとに学位認定を求めるすべての申請者が、国家公認の中等教育機関や高等教育機関で獲得した資格について、適当な時期に公正な資格認定を受ける権利を有することになった⁸²。2002年第477号法で修正された高等教育法によれば、国籍にかかわらず外国高等教育機関が発行したすべての学位は、スロヴァキアで後続研究を行う際に希望研究機関によって有効と認定される⁸³。

学位認定のみならず、履修単位の欧州レベルでの互換化の作業もスロヴァキアではかなり進行した。スロヴァキアの高等教育機関で三つのサイクルをもつ組織はすべて単位制を採っている。2005-2006年学期以来、単位制の利用はすべての高等教育機関で義務となっており、それは欧州単位互換制度の上に確立され、高等教育法や他の法令によって規定されている⁸⁴。これに関連した現場でのカリキュラム改革も2002年から本格化している。教育類型の国際基準 (ISCED) に基づき、高等教育の全三つのサイクルのすべての授業に対する評価が高等教育法に則って行われることになった。また、カリキュラム改革の結果、各大学に新たに加わった授業は、「国際経営学」

⁸⁰ Ibid., p. 8.

⁸¹ Ibid., p. 16.

⁸² Ibid., p. 17-18.

⁸³ http://www.bologna-bergen2005.no/EN/national_impl/00_Nat-rep-05/National_Reports-Slovakia_050215.pdf [Bologna Process National Reports 2004-2005, p. 5]. 以下、Slovak Republic National Reports 2004-2005と略記。

⁸⁴ Slovak Republic National Reports 2005-2007, p. 19.

「欧州研究」「外国貿易企業」「国際貿易」「EU内の企業」など経済・経営学関連の授業であった。

⑥生涯学習

ベルゲン会合期とロンドン会合期とで最も大きな変化があった領域のひとつが生涯学習である。ベルゲン会合期のスロヴァキアの生涯学習には、大学が市民向けに行う開放講座的な生涯学習しか存在していなかった。公からも民間からも多様な学習機会が提供されることがめざされ、生涯学習の整備に各方面が取り組む段階にあったといえる⁸⁵。とはいえ、生涯学習の一環として行われた初等・中等学校の現職教員に対する教育訓練はきわめて充実していた⁸⁶。これに対して、ロンドン会合期になると、職場、商工会議所などの市民団体、政党によって提供される生涯学習が飛躍的に発展した。これらの新たな生涯学習は、修了時に原則として公的文書を発給しない教育であり、非公式教育ともよばれている。それは、公教育を補完する役割を果たしており、たとえば、ファインアート、音楽、スポーツなどの多岐にわたる分野のレッスン（プライベートレッスンを含む）、各種受験予備、語学習得の機会などを提供している⁸⁷。

以上の発展を促したのは、後続教育に関する1997年第386号法や2001年第567号法の修正法である。特に修正法は、生涯教育の一部として後続教育を定義し、その種類を特徴づけ、認定の条件と教育修了書の発給を規定し、その財源を明確にしていた。問題は、現在のところ、こうした非公式教育の認定の手続きや履行に関する具体的な法規がないということであり、ベネルクス会合に向けた課題となっている。

⑦ジョイント学位

スロヴァキアのブラチスラヴァ経済大学とドイツ・ハレ＝ヴィッテンベルグのマルティン・ルター大学との提携によって、国際金融管理に関する2年間の専門ジョイント・スタディー・プログラムがいち早く構築された。これによって、両学生は双方の大学で研究プログラムに従事することができるようになった。現行のプログラムでは、第7および第8学期をスロヴァキア共和国で、第9および第10学期をドイツで過ごし、当プログラムの単位を取得した卒業生は学位および学位補遺を双方の大学から受けることになっている。ジョイント・スタディーへの申請条件はブラチスラヴァ経済大学の学士課程6学期分を修了していること、マルティン・ルター大学経済学部の第1学年を修了していることである。ジョイント・スタディー資格試験の合格も条件となり、

⁸⁵ Slovak Republic National Reports 2004-2005, pp. 9-10. 北欧型生涯学習を模範に、高等教育機関のみならず初・中等教育機関も連動して、学校外の教育活動でも「創造性」「市民社会性」を養うことが重視された。澤野由紀子「生涯学習をめぐる諸外国の動向」(<http://www.nise.go.jp/research/chiteki/houkokusyo/sawano.pdf>)、3頁。

⁸⁶ Ibid., p. 9.

⁸⁷ Slovak Republic National Reports 2005-2007, p. 20.

スロヴァキア人学生にはドイツ語の完全習得も条件とされる。ジョイント・スタディーに参加したスロヴァキア人学生には12週間のドイツ企業実地研修が必修とされていることが特色であり、卒業後にEU域内企業で就職することを念頭に置いていることがわかる。毎年、ジョイント・スタディーの修了時に国家試験委員会（双方の大学から教授1名、准教授1名の計4名から構成）で単位認定が行われる。2002年に23名、2003年に20名、2004年に17名が最終試験にパスした⁸⁸。

現在、高等教育法の修正が準備されている。ベネルクス会合に向けたこの新たな修正法により、各高等教育機関がジョイント・スタディー・プログラムに基づき、高等教育研究におけるすべての三つのサイクルにおいて学術学位およびジョイント学位を与えることが可能になるようである⁸⁹。

⑧高等教育と高等研究

高等教育と高等研究との間の協働はベルゲン会合以降重要視され、ロンドン会合ではもっとも重要な論点のひとつとなっていた。スロヴァキアでは、2004年の研究開発従事者の総数は2万2,217人であり、その78.1パーセントが研究者（1万7,354人）で、残りが技術者とそれに相当する人（3,108人）と助手（1,755人）であった⁹⁰。研究開発従事者総数のうち、企業の研究開発部門の従事者は20.9パーセントにのぼり、国家機関の従事者は18.2パーセント、非営利機関の従事者は0.4パーセント、最大は高等教育機関の60.5パーセント（1万3442人）であった⁹¹。

高等教育機関において高等研究を行う博士課程在籍者に対して、国家は手厚い保護をしている。さきの奨学金支給のみならず、学生や若い博士課程在籍者があらゆる形態（基礎研究、応用研究、国際協力プロジェクトなど）のリサーチ・プロジェクトに参加することを奨励・支援しているのである。教育省によれば、大規模な資金力をもつ事業プロジェクトは、そのプロジェクトを履行する能力をもつ博士課程在籍者の数と関連し、内外の評価の対象ともなる。特に博士課程在籍者の参加による科学技術プロジェクトは今後の資金獲得に有利に働くと考えられている⁹²。

⑨社会的次元

既述のように2006年4月1日から、フルタイムの学生向けの社会奨学金に関する新たな法令が施行された。奨学金の最大額は以前の3倍以上となった。その10パーセントの額は学生の基本生活費（住居費、食費、交通費、図書費など）をカバーするのに十分な額となった⁹³。

⁸⁸ Slovak Republic National Reports 2004-2005, pp. 10-11.

⁸⁹ Slovak Republic National Reports 2005-2007, p. 22.

⁹⁰ Ibid., p. 22.

⁹¹ Ibid., p. 22.

⁹² Ibid., pp. 22-23.

⁹³ Ibid., p. 24.

また、高等教育機関には、学生のための相談者が常駐するキャリアガイダンス・センターがある。高等教育機関向けのキャリアカウンセラーの養成は近年、「欧州流動性のためのキャリアカウンセラーの特定単位通信教育プロジェクト」(Project Modular Distance Education of Career Counselors for European Mobility, MODILE-EUROCARCO) の枠内で組織化されている。ブラチスラヴァにある職業訓練教育の国家機関によるプロジェクトは、2000-2006年に「レオナルド・ダ・ヴィンチ・プログラム」の枠内で行われたすべてのプロジェクトのなかから、欧州委員会による他のプロジェクトとともに「グッドプラクティス」モデルに選ばれた⁹⁴。

⑩流動性

スロヴァキア共和国における学術上の流動化は、スロヴァキア高等教育機関と外国高等教育機関との間の直接的協力に基づいて、また、国際流動化プログラムを通じて推進されてきた。

2006年にスロヴァキア政府は、「学生・博士課程学生・大学教育研究者の流動性支援の国家奨学金プログラム」という、流動化を促進する新たな手段を作り出し、「スロヴァキア学術情報局」(Slovak Academic Information Agency, 以下 SAIA) にこのプロジェクトの運営をゆだねた。奨学金申請書提出の最初の呼びかけは同年5月であった。教育省は、2006-2007年学期にスロヴァキアの高等教育機関の修士課程在学中に世界の15ヶ国に渡った77名の学生と、スロヴァキアの高等教育機関の博士課程およびスロヴァキア科学アカデミー在籍中に世界の22ヶ国に渡った101名とに対して、総計約2,570万コルナの奨学金を給付した⁹⁵。一方、同学期の外国からの留学生・博士課程在学者・大学教員・研究者に対しては、このプログラムの枠内で総額1,050万コルナの奨学金を給付した。これは世界の23ヶ国から来た116名に与えられた。

地域協力の枠組み内で、スロヴァキア共和国は CEEPUS プログラム (大学研究のための中欧交換プログラム) に参加している。これは、大学生・博士課程在学者・教員向けのそれぞれの流動化や高等教育機関を通じた流動化のために計画されたもので、2006年に教育省は CEEPUS プログラムに440万コルナを当てた⁹⁶。2005-2006年学期には、このプログラムに参加したスロヴァキアの高等教育機関は11校あった。このプログラムの枠内において、328名 (83名の学生、117名の博士課程在籍者、128名の大学教員) が外国滞在許可を得て、CEEPUS10ヶ国で総計593ヶ月分の奨学金が支給された一方で、スロヴァキアの高等教育機関には外国提携機関からの222名が全体で320ヶ月分の奨学金支給によって研究滞在を終えた⁹⁷。

また、スロヴァキアには「オーストリア・アクション」という、1992年のスロヴァキア・オー

⁹⁴ Ibid., p. 24.

⁹⁵ Ibid., p. 25. なお、このほかにも、エラスムス・プログラムにおいて EU が組織化した学術上の流動化があり、2005年度には1,164名の学生と393名の教員が外国に出ている。

⁹⁶ Ibid., p. 25.

⁹⁷ Ibid., p. 25.

ストリア間の双務協定に基づく、科学および教育における両国間のジョイント・プログラムがある。2006年に教育省は総額300万コルナを、オーストリア共和国の教育・科学・文化省は21万4,000ユーロをこのプロジェクトに投資した⁹⁸。2006-2007年学期には、学習および研究滞在のための奨学金は、11名の大学教員、14名の博士課程在籍者、15名の学生、7名のドイツ語学研修参加学生に与えられた。

SAIAは、欧州委員会から財政支援されているASIA LINKプロジェクトの枠内で欧州高等教育の振興にも関与している。本プロジェクトは、EduFrance（フランス）を主導とし、DAAD（ドイツ連邦共和国）、Nuffic（オランダ）、British Council（英国）などの欧州諸機関のコンソーシアムによって企画・推進されている。2006年11月、SAIAはスロヴァキアの高等教育機関と国家奨学金プログラムを代表して、ASIA LINKプロジェクトのバンコクおよびニューデリー会議に参加した。以上のようにSAIAの活動は多岐にわたって進展している⁹⁹。

⑪ 欧州高等教育圏の魅力の増進と世界の他地域との協力

欧州高等教育圏への魅力を増進させる最初の試みとして、2004年12月の高等教育修正法は、EU圏内で修得した第Ⅲサイクルの博士号も国内で取得した博士号と同等とみなすことを可能とした。また、2005年の修正法では、スロヴァキア共和国はEU圏外の欧州経済圏諸国とスイス出身の市民に対して第Ⅲサイクルへの入学を認め、実際に高等教育機関でその留学生を受け入れた。2005年の新立法の目的は、高等教育の成果を評価する際に欧州高等教育圏に寄せられる信頼を高め、欧州圏における若手の科学研究者の流動性を加速化したいというものであった¹⁰⁰。

⑫ 小括

以上①～⑪で確認したように、スロヴァキア共和国におけるボローニャ・プロセスは、政権交代およびEU加盟交渉と軌を一にして進行したことに起因して、ベルギーやスウェーデンなどの他国と比してその進捗が早いといえる。また、EU加盟交渉と同時並行であったということが、ボローニャ・プロセスにおいてEUの欧州委員会とスロヴァキア政府との協働を促すことにもな

⁹⁸ Ibid., p. 26.

⁹⁹ これ以外にもSAIAは、EU圏外の高等教育の発展を促進するための、「中欧国家機関のキャパシティ・ビルディング・プロジェクト」に参加している。このプロジェクトの企画者が本部をブダペシュトに置くハンガリー奨学金会議であり、他の提携者がEduFrance（パリ）、DAAD（ボン）とプラハのソクラテス・プログラム事務局である。SAIAはまた、ブリュッセルの欧州高等教育外国語教育プログラムに本部を置くACA（学術協力協会）によって企画・推進されているプロジェクトにも参加している。このプロジェクトでは、EUとEFTA加盟国の高等教育機関に申告され登録されている外国語を使用して、当該諸国の学修課程データベースが開発中である。このほかにも、「ヴィシエグラード4（V4）」という、スロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、チェコの4ヶ国の学生がこれらの国で学ぶ際の支援を行う地域プロジェクトもあり、SAIAはこれを仲介している。

¹⁰⁰ Ibid., p. 28.

った。特にスロヴァキアは、他の二国と比べて欧州委員会の介入度が高く、その直接的指導を受けて高等教育の内容の改善・充実を目的に高等教育法が頻繁に修正されている。超国家機関たる EU 主導の教育のグローバル化といえるだろう。その意味において、EU の東方拡大は、知識資本主義の新自由主義的拡大としての側面をもつことに留意せねばならない¹⁰¹、グローバル権力としての EU によって国民国家主権が削減されるのではなく、むしろそれによって世界市場における競争単位として国民国家が再強化されるという事態を重視せねばならない。

そのような教育のグローバル化を実現するために、スロヴァキア政府はその最優先事項として知識資本主義を下地とする「知識基盤社会」の構築を表明している。それによれば、知識基盤社会は社会の潜在知識を引き出し、そのさらなる発展に貢献する。したがって、ポローニャ・プロセスだけで満足するのではなく、知識基盤社会の恒常的な維持のために高等教育の質を改善しつづけなければならない。なによりも、この持続的な成長を担保するのは、高等教育機関改革のための新たな財源の形成、基礎研究および応用研究領域における研究開発組織と企業との協力拡大（産学官連携）、教育・研究・イノベーションの全活動分野を総合するような卓越した拠点の形成、であるとされている¹⁰²。教員養成課程改革はこうした新自由主義政策といかに共振し、また、対立するののか、今後、詳細に検証していく必要がある。

¹⁰¹ 小沢上掲論文、469頁。2006年6月の総選挙の結果、連立与党のズリンダ政権は敗北し、社会民主主義系・中道左派のロベルト・フィツォ政権が成立した。この政権は、元首相のメチアル率いる「民主スロヴァキア運動」やヤーン・スロタが党首を務めるナショナリスト政党の「スロヴァキア国民党」と連立を組み、EU内で注目を集めた。しかし、こうした政権交代にもかかわらず、2007年8月現在、フィツォ政権はズリンダ政権の新自由主義的な知識資本主義経済路線を踏襲している。この新自由主義政策に19世紀来の最大のナショナリスト政党であるスロヴァキア国民党が与していることから、ナショナリズムとグローバリズムの共振を垣間見ることができる。複合文化社会における教員養成課程の行方を検証するにあたって、この両者の共振を見逃すことはできない。現在のところ、新政権によるポローニャ・プロセスの履行は旧政権のそれと変わらないが、今後もその動向を注視していく必要がある。これについては次号で稿を改めて論じたい。

¹⁰² Slovak Republic National Reports 2005-2007, pp. 28-29.